

今治市告示第 414 号
令和 4 年 11 月 25 日

今治市長 徳永 繁樹



特定空家等の所有者等に対する命令について

下記の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 11 月 24 日付け建建第 234 号により、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じることを命じられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 今治市常盤町五丁目甲 1 1 2 番地 9
- 2 命令に係る措置の内容
上記 1 の空家等の除却
- 3 命令の原因となる事実等
上記 1 の特定空家等は、瓦・建材・工作物等の崩落が進行し、そのまま放置すれば建材の崩落や建築物の倒壊等の蓋然性があり、歩行者・自転車・自動車等通行量の多い主要幹線道路に面しているために前面道路の通行人等に危害が及ぶ危険性があり、万一の場合には生命の危険等深刻な被害が想定され著しく保安上危険な状態である。さらに建築物奥側は建物の状態を保てず倒壊の危険が切迫し、隣の建築物に直接危害を加えるおそれがある。
- 4 命令に関する問合せ先
〒794-8511 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
今治市 建設部 都市政策局 建築課 課長 越智 直紀 (担当：丹下)
電話 0898-36-1566
- 5 命令に係る措置の履行期限
令和 4 年 12 月 28 日